

# 健康生きがい課

係	分掌事務
健康づくり係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健衛生思想の普及に関する事。</li> <li>(2) 健康増進法(平成14年法律第103号)に関する事。</li> <li>(3) 保健対策に係る総合計画に関する事。</li> <li>(4) 保健対策に係る連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 食育の推進に関する事。</li> <li>(6) 健康づくりの推進に関する事。</li> <li>(7) 各種がん・結核検診等に関する事。</li> <li>(8) 予防接種に関する事。</li> <li>(9) 休日急病診療所に関する事。</li> <li>(10) 健やかセンターの管理及び運営に関する事。</li> <li>(11) 歯科サービスセンターに関する事。</li> <li>(12) 病院群輪番制病院運営事業に関する事。</li> <li>(13) 献血に関する事。</li> <li>(14) 感染症及び食中毒に関する事。</li> <li>(15) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。</li> <li>(16) その他成人保健に関する事。</li> </ul>
生きがい振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関する事。</li> <li>(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関する事。</li> <li>(3) 高齢者の生きがい対策事業に関する事。</li> <li>(4) 在宅要援護高齢者対策事業に関する事。</li> <li>(5) 家族介護支援対策事業に関する事。</li> <li>(6) 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関する事。</li> <li>(7) 地域福祉センター等の管理及び運営に関する事。</li> <li>(8) その他高齢者在宅福祉サービスに関する事。</li> </ul>
介護予防推進係 地域包括ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防に関する事。</li> <li>(2) 保健衛生思想の普及に関する事。</li> <li>(3) 地域包括支援センターの運営に関する事。</li> <li>(4) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。</li> <li>(5) 権利擁護制度に関する事。</li> <li>(6) 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関する事。</li> <li>(7) 地域包括ケアの推進に関する事。</li> <li>(8) 在宅介護・医療連携に関する事。</li> <li>(9) 認知症地域支援事業に関する事。</li> <li>(10) 健康増進法に基づく訪問指導に関する事。</li> </ul>



区 分	1 保健・消防センター	所管係	健康づくり係
-----	-------------	-----	--------

制 度 の 概 要

平成 15 年 11 月、保健・消防センター(うじ安心館)として開設。(平成 14 年 11 月に一部開設) 健やかセンターを 3 階の一部・4 階及び 5 階の一部に、休日急病診療所・歯科サービスセンターを 5 階に配置し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの総合的な支援と市民の保健福祉の増進を図る。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市健やかセンター条例 (平成 14 年宇治市条例第 22 号)  
昭和 54 年宇治市条例第 13 号(制定)
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例 (昭和 54 年宇治市条例第 12 号)
- ◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱 (昭和 63 年宇治市告示第 77 号)

施設の概要

名 称	単独併設の別	所 在 地	建物の構造	保健側面積
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併 設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 m <sup>2</sup>

区 分	2 歯科サービスセンター	所管係	健康づくり係
-----	--------------	-----	--------

制 度 の 概 要

昭和 63 年 6 月 1 日から京都府宇治久世歯科医師会及び(公社)京都府歯科衛生士会の協力を得て、心身障害児に対する歯科診療を開始した。

対象者は、市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当の交付を受けている者。(平成 19 年 4 月に「18 歳未満」という制限をなくした。)

診療内容は、口腔内諸疾患の治療及び予防処置、口腔衛生指導並びに歯科相談。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱 (昭和 63 年宇治市告示第 77 号)

制 度 の 現 況

(利用状況)

年度	26	27	28	29	30
区 分					
診療日数(日)	51	52	52	51	51
受診者数(延人数)	277	349	352	364	352

区 分	3 休日急病診療所	所管係	健康づくり係
-----	-----------	-----	--------

制 度 の 概 要

診 療 科 目	内科・小児科・歯科
診 療 日	日曜、祝日及び振替休日、年末年始(12月31日～1月3日) ただし、歯科は、12月29日、30日も診療
受 付 時 間	午前9時30分～11時30分、午後1時～4時30分
医 療 体 制	(一社)宇治久世医師会、京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世薬剤師会及び(公社)京都府歯科衛生士会に診療を委託 医師1人、看護師1人、歯科医師1人、歯科衛生士1人、薬剤師1人 (年末年始等2人体制) 事務職員3人

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市休日急病診療所条例(昭和54年宇治市条例第12号)
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例施行規則(昭和54年宇治市規則第21号)

制 度 の 現 況

休日急病診療所の利用状況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
診 療 日 数	医 科(日)	70	70	70	70	72
	歯 科(日)	72	72	72	72	73
受 診 患 者 総 数 (人)		2,407	2,056	2,428	3,072	2,542
科 目 別 受 診 者	医 科(人)	1,865	1,543	1,980	2,600	2,041
	歯 科(人)	542	513	448	472	501
地 域 別 受 診 者	宇 治 市(人)	1,962	1,683	2,023	2,551	2,075
	そ の 他(人)	445	373	405	521	467

区 分	4 献血推進事業	所管係	健康づくり係
-----	----------	-----	--------

制 度 の 概 要

献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、地域住民の健康の保持及び向上等を推進する。

根 拠 法 令 等

◇「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)

制 度 の 現 況

献 血 の 基 準 (平成 23 年 4 月 1 日改定)	400ml	200ml
年 齢	男性 17 歳～69 歳 ※ 女性 18 歳～69 歳 ※	16 歳～69 歳 ※
体 重	男女とも 50 kg 以上	男性 45 kg ・ 女性 40 kg 以上
最 高 血 圧	90mmHg 以上	
血 色 素 量	男性 13.0g/dL 以上 女性 12.5g/dL 以上	男性 12.5g/dL 以上 女性 12.0g/dL 以上
年 間 献 血 回 数	男性 3 回以内 女性 2 回以内	男性 6 回以内 女性 4 回以内
年 間 献 血 総 量	400ml と 200ml 献血を合わせて男性は 1,200ml 以内 女性は 800ml 以内	
献 血 間 隔	男性 12 週間 女性 16 週間	男女とも 4 週間

※ 65 歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60 歳から 64 歳の間に献血経験がある方に限っています。

実施状況

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
実 施 回 数	11 回	11 回	10 回	10 回	10 回
採 血 者	663 人	592 人	628 人	616 人	616 人
4 0 0 m l	633 人	571 人	605 人	595 人	599 人
2 0 0 m l	30 人	21 人	23 人	21 人	17 人

区分	5 骨髄ドナー助成事業	所管係	健康づくり係
----	-------------	-----	--------

制度の概要

移植に用いる骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」)の適切な提供の推進を図り、骨髄等移植を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する事業)において骨髄等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。

(助成対象者)

- ①平成28年4月1日以降に(公財)日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供された方
- ②骨髄等の提供を行った日に宇治市内に住所を有している方
- ③他の自治体等が実施する同種同類の助成金などを受けていない方

(助成金額)

(1) 骨髄等の提供にあたって下記に記載する通院、入院又は面談 ※の日数 × 2万円

- ①健康診断のための通院
- ②自己血採血のための通院
- ③骨髄等の採取のための入院
- ④上記①～③の他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談

※ただし、骨髄等の採取のための手術及び関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものは対象外

(2) 一回の提供につき14万円を上限とする。

根拠法令等

- ◇ 宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項(平成28年4月1日施行)
- ◇ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)

制度の現況

(利用状況)

年度 区分	28	29	30
申請件数	1件	3件	3件

区 分	6 がん検診等	所管係	健康づくり係
-----	---------	-----	--------

### 制 度 の 概 要

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を目的に、40歳以上の人を対象にがん検診等を実施している。ただし、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の女性を対象に隔年実施している。

平成20年4月1日より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査は新たに特定健診として制度化され、各医療保険での実施に改められた。

なお、健康生きがい課では、生活保護世帯及び、中国残留邦人等支援給付世帯の人を対象に、健康診査を実施している。

### 根 拠 法 令 等

◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）

### 制 度 の 現 況

区 分		年 度				
		26	27 (※1)	28	29	30
健 康 診 査	受診数	97人	92人	138人	149人	161人
	受診率	4.7%	4.2%	6.3%	6.8%	7.2%
胃 がん 検 診	受診数	1,784人	1,791人	1,788人	1,726人	1,638人
	受診率	3.4%	1.6%	1.6%	1.5%	1.4%
肺 がん 検 診	受診数	3,048人	3,274人	3,226人	3,395人	3,081人
	受診率	5.8%	2.9%	2.8%	3.0%	2.7%
子宮頸がん検診	受診数	4,583人	2,854人	2,656人	2,916人	3,062人
	受診率	17.7%	9.2%	6.8%	6.9%	7.4%
乳 がん 検 診	受診数	4,309人	3,155人	3,014人	3,204人	3,355人
	受診率	22.1%	12.4%	10.1%	10.2%	10.5%
大腸がん検診	受診数	9,936人	11,365人	8,839人	8,874人	8,478人
	受診率	18.9%	10.0%	7.8%	7.7%	7.3%
前立腺がん検診 (※2)	受診数	2,794人	3,147人	3,346人	3,412人	1,569人
	受診率	17.1%	9.5%	10.1%	10.3%	12.6%
肝炎ウイルス 検診	受診数	1,668人	1,740人	1,644人	1,476人	1,036人

※1 平成27年度の集計から、京都府指示により「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に準じた受診率の算定方法に変更

※2 前立腺がん検診については、平成29年度以前は「55歳以上の男性・毎年受診」としていたが、平成30年度から「50歳以上の男性・隔年受診」に変更した。

区 分	7 健康教育・健康相談	所管係	健康づくり係
-----	-------------	-----	--------

制度の概要

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に関する個別の相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、うじ安心館、各公民館等で実施している。

なお、平成20年4月1日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）

制度の現況

年度 区 分	26	27	28	29	30
健 康 教 育	169 回	171 回	159 回	185 回	185 回
健 康 相 談	206 回	186 回	146 回	157 回	175 回

区 分	8 成人歯科健診	所管係	健康づくり係
-----	----------	-----	--------

制度の概要

成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見し、生涯自分の歯で摂食行動が取れることを通じて、高齢期になってもQOLを維持し豊かな日常生活を送ることを目的に、平成14年6月から勤務先等での健診受診の機会のない満40・50・60・70歳の市民を対象に、個別健診で実施している。

なお、平成20年4月1日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）

制度の現況

年度 区 分	26	27	28	29	30
受 診 数	30 人	32 人	47 人	78 人	175 人

区 分	9 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	所管係	健康づくり係
-----	---------------------	-----	--------

制 度 の 概 要

予防接種法の一部改正（平成 13 年 11 月 7 日 法律第 116 号）に伴い、高齢者等インフルエンザが追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10 月中旬～12 月末日に実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種 目		対 象 年 齢	回 数
個別接種 (協力医 療機関)	B 類疾病	インフルエンザ	65 歳以上の者	1 回/年
			60 歳以上 65 歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

制 度 の 現 況

予防接種者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
接 種 者 数	23,206	23,166	24,201	23,718	24,739

区 分	10 結核予防事業（健診）	所管係	健康づくり係
-----	---------------	-----	--------

制 度 の 概 要

結核予防及び結核患者の早期発見のために、65 歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団健診としてX線検査を実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）

制 度 の 現 況

X線直接撮影（平成 28 年度までは X 線間接撮影）

（単位：人）

種 別		年 度				
		26	27	28	29	30
受 診 数		2,229	2,455	2,448	2,601	2,396
結 果	異常なし	2,229	2,455	2,448	2,601	2,396
	要 検 査	0	0	0	0	0

区 分	11 子宮頸がん予防接種事業	所管係	健康づくり係
-----	----------------	-----	--------

制 度 の 概 要

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のため、未感染の年代の女性にワクチン接種を実施し、子宮頸がんの発症予防につなげる。

根 拠 法 令 等

◇ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） 第 5 条第 1 項（定期の予防接種）  
 定期予防接種実施要領（平成 26 年 3 月 24 日健発 0324 第 11 号厚生労働省局長通知）  
 宇治市定期予防接種実施要領

制 度 の 現 況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
延べ件数		22 件	23 件	6 件	6 件	10 件

平成 25 年度からは定期の予防接種になったが、現在は積極的な接種勧奨を差し控えている。

区 分	12 高齢者用肺炎球菌予防接種事業	所管係	健康づくり係
-----	-------------------	-----	--------

制 度 の 概 要

予防接種法施行規則の一部改正（平成 26 年 7 月 16 日 法律第 247 号）に伴い、高齢者用肺炎球菌予防接種が追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託している。

根 拠 法 令 等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種 目		対 象 年 齢 ※	回 数
個別接種 (協力医 療機関)	B 類疾病	高齢者用 肺炎球菌	年度内に 65 歳になるもの、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になるもの（令和 5 年度まで）、101 歳以上になるもの（令和元年度に限る）  60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回／年

※過去に接種したことのある人は除く。

制 度 の 現 況

予防接種者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
接 種 者 数	5,502	4,888	5,488	5,968	5,567

高齢者人口等の推移

年齢階層別人口

(各年 10 月 1 日現在)

年齢	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	総人口	構成比	総人口	構成比	総人口	構成比
	189,591 人		189,609 人		184,678 人	
0 歳 ~ 14 歳	27,411 人	14.46 %	27,127 人	14.31 %	24,236 人	13.12 %
15 ~ 39	63,200	33.33	56,896	30.01	47,427	25.68
40 ~ 59	51,714	27.28	47,297	24.94	48,733	26.39
60 ~ 64	14,116	7.45	16,495	8.70	11,810	6.39
65 ~ 69	10,993	5.80	13,502	7.12	15,677	8.49
70 ~ 74	8,686	4.58	10,331	5.45	12,591	6.82
75 ~ 79	6,208	3.27	7,832	4.14	9,296	5.03
80 ~ 84	3,775	1.99	5,128	2.70	6,495	3.52
85 ~ 89	1,991	1.05	2,695	1.42	3,620	1.96
90 歳以上	1,315	0.69	1,429	0.75	1,870	1.01
不詳	182	0.10	877	0.46	2,923	1.58
60 歳以上	47,084	24.83	57,412	30.28	61,359	33.22
65 歳以上	32,968	17.39	40,917	21.58	49,549	26.83
70 歳以上	21,975	11.60	27,415	14.46	33,872	18.34
備考	国勢調査人口					

年齢階層別人口

年齢	28 年 (4/1)		29 年 (4/1)		30 年 (4/1)	
	総人口	構成比	総人口	構成比	総人口	構成比
	189,136 人		188,457 人		186,657 人	
0 歳 ~ 14 歳	25,340 人	13.40 %	24,727 人	13.12 %	23,580 人	12.63 %
15 ~ 39	49,772	26.32	48,676	25.83	46,613	24.97
40 ~ 59	51,253	27.10	51,836	27.51	52,585	28.17
60 ~ 64	11,606	6.14	10,928	5.80	10,224	5.48
65 ~ 69	16,553	8.75	16,193	8.59	13,254	7.10
70 ~ 74	12,197	6.45	12,195	6.47	13,978	7.49
75 ~ 79	9,654	5.10	10,418	5.53	11,550	6.19
80 ~ 84	6,880	3.64	7,143	3.79	7,708	4.13
85 ~ 89	3,823	2.02	4,095	2.17	4,552	2.44
90 歳以上	2,058	1.09	2,246	1.19	2,613	1.46
60 歳以上	62,771	33.19	63,218	33.55	63,879	34.22
65 歳以上	51,165	27.05	52,290	27.75	53,655	28.75
70 歳以上	34,612	18.30	36,097	19.15	40,401	21.64

区分

13 老人クラブ助成事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする老人クラブに対し、育成助成を行う。

(老人クラブの組織)

- (1) 参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるもの
- (2) 政治上又は宗教上の組織に属さないもの
- (3) 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること
- (4) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする
- (5) 会員の規模は、おおむね 30 人以上とすること

(老人クラブの運営)

- (1) 会員により民主的に行われるもの
- (2) 会員の互選による代表者を置くもの
- (3) 活動費に充てるため、定期的に会費を納入するもの

(老人クラブの活動)

- (1) 会員の教養の向上、健康の増進およびレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するもの
- (2) 年間を通じて恒常的、かつ、計画的に行うもの

(財源の負担割合)

- 老人クラブ活動事業・連合喜老会活動事業・連合喜老会活動促進特別事業補助金

国	基準額の 1/3	府	基準額の 1/3	市	左記以外の額
---	----------	---	----------	---	--------

## 根拠法令等

- ◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ◇ 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱（昭和 51 年社老第 28 号）
- ◇ 宇治市老人クラブ助成規則（昭和 39 年宇治市規則第 1 号）

## 制度の現況

老人クラブ数及び会員数の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
ク ラ ブ 数	60 <small>クラブ</small>				
会 員 数	3,179 <small>人</small>	3,154 <small>人</small>	3,113 <small>人</small>	2,804 <small>人</small>	2,703 <small>人</small>

補助金交付の状況

(各年度決算による) (単位：円)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
老人クラブ活動	4,017,840	4,013,220	4,012,780	3,978,800	3,946,120
連合喜老会活動事業	1,470,040	1,476,790	1,450,686	1,450,136	1,531,885
連合喜老会活動促進特別事業	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000

区分

14 老人園芸ひろば事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

60歳以上の者を対象に園芸を通じて心身の健康を増進し、社会との交流が深められるよう1人約10㎡(1区画)の土地を2年間貸出す。

令和元年度より、平成25年度から利用者1人あたり年額1,200円徴収していた協力金を、各園の利用の更新時期に合わせて順次年額3,600円に改定して徴収。

また、同年度より、平成25年度から利用者を対象に実施している園芸教室を、現地指導等回数を拡充して実施。

## 根拠法令等

◇ 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱(昭和51年宇治市告示第34号)

## 制度の現況

## 老人園芸ひろば設置状況

名称 区分	芝ノ東	大久保	伊勢田第2	羽戸山
所在地	五ヶ庄芝ノ東48-3	大久保町大竹10-1	伊勢田町毛語129-1	羽戸山一丁目49-1
面積	1,563.00㎡	1,451.25㎡	1,234.12㎡	1,348.76㎡
区画数	95区画	88区画	55区画	55区画
開所年月日	S59.9.5	H2.9.25	H8.4.1	H15.8.8

名称 区分	槇島	伊勢田若林	木幡(休園中)	小倉寺内
所在地	槇島町落合43-7	伊勢田町若林22	木幡正中42	小倉町寺内71-3
面積	4,017.61㎡	1,289.60㎡	1,509.28㎡	1,581.20㎡
区画数	117区画	49区画	87区画	60区画
開所年月日	H17.4.21	H20.4.22	H23.4.15	H25.4.24

## 運営事業費の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年度 区分	26	27	28	29	30
運営費	1,020,649	1,401,682	1,088,575	881,041	1,606,470
新設事業費	—	—	—	—	—

区 分	15 シルバー人材センター助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

定年退職後等において臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設置された、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、育成助成を行う。

(財源の負担割合)

国	府補助額と市補助額の合計 (ただし、執行方針により、 国基準額を定め、それを限度 額としている)	府	30年度補助額は、2,396,000円	市	国基準額の1/2
---	---	---	---------------------	---	----------

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)
- ◇ 高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領
- ◇ 京都府高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

制 度 の 現 況

シルバー人材センター運営補助金交付の状況

(各年度決算による) (単位:円)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
補 助 金	3,640,000	4,390,000	4,690,000	5,270,000	6,869,000

※ 昭和60年7月25日設立

区 分	16 老人運動ひろば事業	所管係	生きがい振興係																		
<p>制度の概要</p> <p>60歳以上の者を対象に運動を通じて心身の健康を増進し、高齢者相互の交流をはかることができるよう、ひろばを設置する。</p> <p>根拠法令等</p> <p>◇ 宇治市老人運動ひろば事業実施要綱（昭和 61 年宇治市告示第 144 号）</p> <p>制度の現況</p> <p>運営事業費の状況</p> <p style="text-align: right;">（各年度決算による）（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 営 費</td> <td>53,376</td> <td>30,819</td> <td>71,744</td> <td>166,446</td> <td>53,346</td> </tr> </tbody> </table> <p>設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>新成田老人運動ひろば</td> <td>広野町新成田 26-2</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	運 営 費	53,376	30,819	71,744	166,446	53,346		名 称	所 在 地	1	新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26-2
区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30																
運 営 費	53,376	30,819	71,744	166,446	53,346																
	名 称	所 在 地																			
1	新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26-2																			

区 分	17 地域福祉センター	所管係	生きがい振興係
<p>制度の概要</p> <p>高齢者が、生きがいづくりや健康づくりなどの活動に気軽に利用できる施設としての機能と、木幡・開は大規模集会所としての機能を、西小倉・東宇治はデイサービスセンター及び地域包括支援センター、広野はデイサービスセンターなどの在宅介護サービスの供給拠点としての機能を兼ね備えた複合施設として、槇島は障害者施設との合築・複合施設として、地域福祉の向上と地域のコミュニティ、教育・文化活動の場として設置している。</p> <p>根拠法令等</p> <p>◇ 宇治市地域福祉センター条例（平成 5 年宇治市条例第 11 号）</p> <p>◇ 宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成 5 年宇治市規則第 19 号）</p>			

制度の現況

施設の概況

項 目	内 容	
名 称	木幡地域福祉センター	開地域福祉センター
所 在 地	宇治市木幡東中 47-4	宇治市開町 44-13
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	518.23 m <sup>2</sup>	772.03 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	367.50 m <sup>2</sup>	433.37 m <sup>2</sup>
開 設 年 月 日	平成 5 年 4 月 14 日	平成 6 年 4 月 13 日

項 目	内 容	
名 称	西小倉地域福祉センター	東宇治地域福祉センター
所 在 地	宇治市小倉町山際 63-1	宇治市五ヶ庄折坂 5-149
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷 地 面 積	1,896.00 m <sup>2</sup> (西宇治図書館を併設)	1,591.00 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	1,248.93 m <sup>2</sup> (地域福祉センター1・2 階部分)	1,269.00 m <sup>2</sup>
開 設 年 月 日	平成 9 年 6 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日

項 目	内 容	
名 称	広野地域福祉センター	槇島地域福祉センター
所 在 地	宇治市広野町大開 72-1	宇治市槇島町石橋 13
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建 (内 1 階部分)
敷 地 面 積	1,785.00 m <sup>2</sup>	1,561.00 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	1,058.66 m <sup>2</sup>	386.91 m <sup>2</sup>
開 設 年 月 日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 15 年 5 月 26 日

運営費の状況

(各年度決算による) (単位：円)

施設名 \ 年 度	26	27	28	29	30
木幡地域福祉センター	7,368,303	5,878,500	5,877,694	6,222,190	6,074,885
開地域福祉センター	6,319,037	6,664,330	6,155,941	6,709,316	6,305,057
西小倉地域福祉センター	17,030,197	16,341,218	16,351,393	16,655,051	16,802,673
東宇治地域福祉センター	7,497,235	7,189,889	7,519,553	7,889,883	7,770,345
広野地域福祉センター	6,304,666	6,287,658	7,588,213	6,607,824	7,031,363
槇島地域福祉センター	6,406,825	6,220,352	6,465,061	6,797,699	6,315,775

区 分	18 高齢者見舞品支給	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

制度の概要

介護保険法における要介護 3・4・5 の認定を受けている 65 歳以上の在宅高齢者に対して、民生児童委員を通じて見舞品を贈る。

平成 29 年度より対象者を要介護・要支援認定を受けていない満 75 歳以上の一人暮らしの高齢者等に変更して実施。

市単独事業

制度の現況

支給人数及び事業費の状況

(各年度決算による)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
支 給 人 数 (人)	1,194	1,216	1,326	1,422	636
事 業 費 (円)	378,741	358,501	366,850	174,020	72,169

区 分	19 老人福祉電話設置 (老人福祉電話電話料助成金支給)	所管係	生きがい振興係
-----	------------------------------	-----	---------

制度の概要

低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話による安否の確認、日常生活に関する助言や相談等が必要と認められる世帯に対して老人福祉電話を設置し、毎月基本料と、通話料として 300 円を扶助する。

市単独事業

根拠法令等

◇ 宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則 (昭和 60 年宇治市規則第 41 号)

制度の現況

設置状況、事業費の状況

(各年度決算による)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
年度末設置者数	60	61	53	52	49
事 業 費 (円)	1,588,532	1,575,372	1,443,871	1,321,223	1,268,552

区 分	20 緊急通報装置(シルバーホン)設置事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器（ペンダント）を備えたシルバーホンを貸与し、家庭内において、急病・事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。

平成 25 年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた 24 時間 365 日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に 1 度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを実施している。

平成 30 年度からは地域支援事業（任意事業）として実施。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人福祉シルバーホン設置事業運営要綱（昭和 62 年宇治市告示第 85 号）

制 度 の 現 況

設置状況

(各年度決算による)

年 度	26	27	28	29	30
設 置 数 (台)	885	936	988	1,006	994
事 業 費 (円)	15,106,302	15,460,680	15,758,633	16,008,387	16,166,667

区 分	21 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

一人暮らしの高齢者の不安や孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住民等の連携を図り、ボランティアの育成、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会の活動の充実を図る。

市単独事業

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	26	27	28	29	30
補 助 金 (円)	3,637,200	3,424,400	3,115,700	2,941,050	2,900,100
補助金対象団体(団体)	18	18	18	17	17

区 分	22 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------------	-----	---------

制度の概要

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、福祉用具を必要とする在宅のねたきり者に貸与することにより、在宅のねたきり者の福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。

制度の現況

貸出数等

(各年度決算による)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
特 殊 寝 台 (台)	22	24	16	13	24
車 い す (台)	8	11	9	3	7
入浴用車いす (台)	0	0	0	0	0
エアーマット (個)	0	0	0	0	0
事 業 費 (円)	595,000	629,500	373,500	387,500	463,000

区 分	23 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------------	-----	---------

制度の概要

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的とする。(平成 11 年度より実施) 市単独事業

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	26	27	28	29	30
補 助 金 (円)	1,946,000	1,901,000	1,849,000	1,821,000	1,765,000
補助対象団体 (団体)	15	15	15	14	13

区 分	24 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	所管係	生きがい振興係
-----	--------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

介護保険法における要介護4・5の認定を受けている在宅高齢者等及びその高齢者等を介護している家族（ただし本人の市民税が非課税であり、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税）に対して、1ヶ月の紙おむつ等購入費の2分の1に相当する額の紙おむつ等を給付する。（平成12年度より実施）

ただし、1ヶ月5,000円相当の紙おむつ等の給付を限度とする。

平成18年度からは、介護保険法の改正に伴い地域支援事業（任意事業）として実施。

根 拠 法 令 等

- ◇ 家族介護支援特別事業実施要綱（別記介護用品の支給）  
（平成12年5月1日老発第472号厚生省老人保健福祉局長通知）
- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
給 付 件 数 (件)	824	777	691	688	671
事 業 費 (円)	2,526,300	2,256,272	2,069,800	2,005,100	2,106,300

区 分	25 高齢者住宅改造助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた者の日常生活を容易にし介護者の負担の軽減を図るため、その者の居住する住宅又はその敷地の改造であって、介護保険の住宅改修に適用されないリフトやエレベーター等の設置工事に要した経費の一部を助成する。

（認定工事の合計額の2分の1助成。1住宅につき1年度内30万円限度）

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成6年宇治市告示第41号）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
利 用 件 数	6	4	7	4	5
助 成 額 (円)	1,720,000	918,000	1,948,000	1,200,000	1,465,000

区 分	26 高齢者日常生活用具給付等事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------	-----	---------

制度の概要

在宅の65歳以上の一人暮らし高齢者等（市民税非課税世帯）に対し、電磁調理器、自動消火器を給付する。

根拠法令等

◇ 宇治市一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業運営要項（平成12年4月1日施行）

制度の現況

（各年度決算による）

年度 区 分	26	27	28	29	30
自動消火器（台）	3	1	2	2	1
電磁調理器（台）	10	16	7	15	7
事業費（円）	294,680	348,368	203,036	340,200	160,920

区 分	27 高齢者保健福祉オンブズマン制度	所管係	生きがい振興係
-----	--------------------	-----	---------

制度の概要

高齢者保健福祉オンブズマンにより、高齢者保健福祉サービス利用者の苦情の解決を支援する。

苦情申立ての範囲

- (1) 宇治市の提供する高齢者保健福祉サービスに関する苦情
- (2) 市内で提供されている高齢者に対する民間保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情

所管外の事項

- (1) 裁判所において係争中の事項、判決のあった事項
- (2) 行政不服審査法等による不服申し立ての中の事項、及び裁決・決定があった事項
- (3) 議会で審議中及び審議終了した事項
- (4) オンブズマンにより、苦情の解決が行われた事項
- (5) 事実があってから1年以上経過した事項

申立てられる人

本人及び三親等以内の親族・同居人などの、高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人。

根拠法令等

◇ 宇治市高齢者保健福祉オンブズマン設置要項（平成15年3月24日施行）

制度の現況

年 度	26	27	28	29	30
申 立 件 数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

区 分

28 地域介護・福祉空間整備費補助事業

所管係

生きがい振興係

制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設整備に対して、国より交付金を受け、事業者へ補助を行う。国交付金事業

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制度の現況

補助金交付状況

（各年度決算による）

年 度 区 分	26	27	28	29	30
補 助 金 (円)	0	0	0	0	0
事 業 種 別	—	—	—	—	—

区 分	29 地域密着型サービス等整備費補助金	所管係	生きがい振興係
-----	---------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域密着型サービス等整備助成事業補助金の対象となる施設整備に対して、府より交付金を受け、事業者へ補助を行う。  
府交付金事業

根 拠 法 令 等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制 度 の 現 況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年 度 区 分	28	29	30
補 助 金 (円)	86,783,000	89,583,000	44,146,000
事 業 種 別	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能居宅介護 介護予防拠点	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護

区分	30 介護予防拠点施設整備事業	所管係	生きがい振興係
----	-----------------	-----	---------

制度の概要

介護予防事業（Bリハ・転倒予防教室等）を市内の公共施設等で事業展開していく上で、さらに利用者の利便性を高めることを目的として、バリアフリー化等の改修工事を行う。

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制度の現況

施設整備状況

（各年度決算による）（単位：円）

年度	施設名	日常生活圏域	金額
24	宇治市総合福祉会館	中宇治圏域	7,499,000
	小倉デイホーム（防災改修）	北宇治圏域	6,500,000
	平盛デイホーム（防災改修）	南宇治圏域	6,499,000
	木幡地域福祉センター（防災改修）	東宇治北圏域	6,500,000
	開地域福祉センター（防災改修）	北宇治圏域	6,500,000
	西小倉地域福祉センター（防災改修）	西宇治圏域	6,500,000
	東宇治地域福祉センター（防災改修）	東宇治南圏域	6,500,000
	広野地域福祉センター（防災改修）	南宇治圏域	6,500,000
	槇島地域福祉センター（防災改修）	北宇治圏域	6,500,000
25	—	—	—
26	—	—	—
27	—	—	—
28	—	—	—
29	—	—	—
30	—	—	—

区 分	31 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------------	-----	---------

制度の概要

65歳以上の一人暮らしの市民税非課税高齢者に対して、火災等による被害から守り安全確保を図るため火災警報器を給付する。(平成19年度より事業実施)  
市単独事業

制度の現況

(各年度決算による)

年度	26	27	28	29	30
区分					
給付者数(人)	19	7	6	4	18
事業費(円)	0	0	0	0	0

区 分	32 介護予防安心住まい推進事業	所管係	生きがい振興係
-----	------------------	-----	---------

制度の概要

生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器の機能低下がみられ、かつ市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。  
(認定工事の合計額3分の2(1世帯につき16万円限度))  
平成24年度事業開始。

根拠法令等

- ◇ 介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱(平成22年9月1日施行)
- ◇ 宇治市介護予防安心住まい推進事業助成金交付要項(平成24年4月1日施行)

制度の現況

(各年度決算による)

年度	26	27	28	29	30
区分					
利用件数	13	9	15	19	7
助成額(円)	1,448,000	923,000	1,581,000	2,111,000	682,000

区分	33 山城ふるさとを守る絆ネット推進事業	所管係	生きがい振興係
----	----------------------	-----	---------

制度の概要

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者等の農村交流活動や見守り活動等を推進することにより、事業者活動等の促進を図るとともに地域の安心安全な暮らしの確保や農村の維持活性化を図ることを目的とする。

府、市、地域住民及び事業者等が協定等を締結し、農村交流活動や見守り活動等を展開する。  
平成 25 年度事業開始。

根拠法令等

山城ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成 24 年 9 月 18 日施行）

制度の現況

事業者等による見守り活動

年度	26	27	28	29	30
区分					
通報件数	1	1	6	1	2

<見守り協力事業所一覧>

(平成 30 年度 3 月末現在)

京都生活協同組合
京都やましろ農業協同組合
京滋ヤクルト販売株式会社
ヤマト運輸株式会社京都主管支店
ASA（朝日新聞サービスアンカー）東宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治西
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）小倉
布亀株式会社

区 分	34 認知症等高齢者家族安心事業	所管係	生きがい振興係
-----	------------------	-----	---------

制度の概要

行方不明となるおそれのある高齢者の家族に、GPS機能を備えた機器の貸与費用などを助成することで、高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見できるようにする。  
平成25年度事業開始。平成29年度より機種追加。

根拠法令等

- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（平成25年6月7日施行）
- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（自動通知型）（平成29年4月1日施行）

制度の現況

（各年度決算による）

年度	26	27	28	29	30
区分					
利用件数	12	17	18	39	40
助成額（円）	72,975	127,014	165,766	338,594	394,130

区 分	35 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------------	-----	---------

制度の概要

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。  
平成25年度事業開始。

根拠法令等

- ◇ 宇治市高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業実施要項（平成25年4月1日施行）

制度の現況

（各年度決算による）

年度	26	27	28	29	30
区分					
利用件数	11	2	4	2	10
助成額（円）	42,000	10,000	9,900	8,200	39,400

区 分	36 高齢者アカデミー運営事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------	-----	---------

制度の概要

京都文教大学にて、65歳以上の市民を対象に、「高齢者アカデミー」を開校する。プログラムは2年制（1年＝秋期・春期）で、受講生は週1回の科目履修と月1回のアカデミーアワーを受講する。

平成25年度事業開始。

平成27年度までは70歳以上が対象。

根拠法令等

宇治市高齢者アカデミー事業運営要項（平成25年4月1日施行）

制度の現況

（各年度決算による）

年 度	26	27	28	29	30
受講者数（人）	42	54	55	71	71
事業費（円）	3,675,365	3,923,416	3,773,364	4,553,496	4,908,496

区 分	37 健康診断書料金扶助	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	--------------	-----	--------------------

制度の概要

養護老人ホームの措置対象者で低所得世帯に属する者が、申請する場合に要する医師の健康診断書料金の一部又は全部（限度額5,000円）を扶助する。

市単独事業

根拠法令等

◇ 老人ホームへの措置又は家庭奉仕員の派遣に係る健康診断書料金扶助実施要綱の一部を改正する要綱（平成12年宇治市告示第43号）

制度の現況

（各年度決算による）

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
利 用 者（人）	7	2	5	3	0
扶 助 額（円）	19,200	8,090	15,920	10,500	0

区 分	38 老人入所施設（養護老人ホーム）への措置	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
-----	------------------------	-----	----------------

制 度 の 概 要

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認める者について養護老人ホームに保護する。

根 拠 法 令 等

◇ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

制 度 の 現 況

施設別入所状況

(各年度3月末現在)

施設名及び所在地		年 度				
		26	27	28	29	30
宇治明星園	宇治市	39人	41人	42人	37人	39人
洛南寮	京田辺市	9人	9人	12人	5人	16人
ライトハウス朱雀 (船岡寮)	京都市中京区	1人	0人	1人	1人	0人
慈母園	奈良県高市郡	2人	2人	2人	1人	2人
大津老人ホーム	滋賀県大津市	1人	0人	0人	1人	0人
真盛園	滋賀県大津市	1人	1人	1人	1人	0人
三室園	奈良県生駒郡	4人	4人	3人	5人	2人
四天王寺松風荘	大阪府枚方市	2人	1人	0人	1人	0人
きぬがさ	滋賀県東近江市	0人	0人	0人	0人	1人
計		59人	58人	61人	61人	60人

入所措置費等の状況

(各年度決算による)

年 度	26	27	28	29	30
措置費等(円)	113,692,481	119,471,227	129,113,194	129,407,933	124,433,981

区 分	39 高齢者成年後見制度利用支援事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係												
<p style="text-align: center;">( 制 度 の 概 要 )</p> <p>成年後見制度とは          認知症等により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理及び契約の締結を本人に代わって行う代理人を選任することにより、本人の権利を保護する制度。</p> <p>◇市長による代行申立          成年後見制度の審判の申立てについては、本人・配偶者及び四親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行うことができるが、二親等内に申立てを行う親族がいない高齢者については、市長名による申立てを行う。以下の全てにあてはまる方について市長による代行申立てを行う。</p> <p>(1) 本人が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であって、認知症等により判断能力が不十分であること。</p> <p>(2) 二親等以内の親族において審判の申立ての可能性のないもの。</p> <p>(3) 保健、医療及び福祉サービスを利用するための契約が必要である若しくは財産管理が必要であること。</p> <p>◇申立費用、成年後見人等報酬助成          市長による代行申立を行った人のうち生活保護受給世帯等については、申立て費用の免除及び成年後見人等への報酬助成を行う。(平成 18 年度からは、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業として実施。)          また、制度の促進を図るため、平成 24 年度より、市長による代行申立以外の低所得者等に対し、申立て費用及び成年後見人等への報酬助成を行う。</p> <p style="text-align: center;">( 根 拠 法 令 等 )</p> <p>◇ 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)          ◇ 成年後見制度利用における宇治市長の審判申立要項 (平成 14 年 4 月 1 日施行)</p> <p style="text-align: center;">( 制 度 の 現 況 )</p> <table border="1" data-bbox="167 1265 1396 1388"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代行申立件数</td> <td>12 件</td> <td>16 件</td> <td>18 件</td> <td>19 件</td> <td>10 件</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	26	27	28	29	30	代行申立件数	12 件	16 件	18 件	19 件	10 件
年 度	26	27	28	29	30										
代行申立件数	12 件	16 件	18 件	19 件	10 件										

区 分	40 高齢者虐待対策	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
<p style="text-align: center;">( 制 度 の 概 要 )</p> <p>近年深刻化する高齢者虐待事案に対して、健康生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者を施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。</p> <p style="text-align: center;">( 根 拠 法 令 等 )</p> <p>◇ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)</p>			

制度の現況

宇治市が、高齢者虐待事案として対応した件数

年度	26	27	28	29	30
区分					
高齢者虐待事案として対応した件数	58件	49件	48件	65件	74件

区分

41 地域包括支援センター運営事業

所管係

地域包括ケア・  
介護予防推進係

制度の概要

介護、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービスを包括的・継続的に提供していくため、平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、高齢者の生活を支える中核機関として、市内6カ所（支所2カ所）に地域包括支援センターを設置した。

各地域包括支援センターに、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、包括的支援事業として総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、第1号介護予防支援事業を一体的に取り組むこととされている。また、包括的支援事業を効果的に実施するために介護サービスに限らず、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域包括ケア会議を行っている。

また、公平かつ中立的な運営を確保するため、センターの運営状況について地域包括支援センター運営協議会で協議する。

事業の運営

<地域包括支援センター>

圏域名	法人名
東宇治北	社会福祉法人くらしのハーモニー
東宇治南	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
中宇治	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
北宇治	社会福祉法人宇治明星園
西宇治	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南宇治	社会福祉法人不動園

<支所>

圏域名	法人名
東宇治南	社会福祉法人宇治明星園
北宇治	社会福祉法人一竹会

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ◇ 地域包括支援センターの設置運営について（平成18年法律第1018001号）

制度の現況

運営状況

年度		26		27		28	
区分							
介護予防ケアプラン作成数		683件		805件		225件	
総合相談・支援	介護保険その他のサービスに関すること	25,077件	27,983件	22,883件	25,722件	23,748件	27,071件
	権利擁護に関すること	656件		1,343件		637件	
	高齢者虐待に関すること	2,250件		1,496件		2,686件	
指定介護予防支援		15,399件		16,082件		17,057件	

年度		29		30	
区分					
介護予防ケアプラン作成数					
総合相談・支援	介護保険その他のサービスに関すること	24,350件	27,549件	27,812件	31,106件
	権利擁護に関すること	888件		772件	
	高齢者虐待に関すること	2,311件		2,522件	
第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援		18,290件		19,886件	

地域包括ケア会議

年度	26	27	28	29	30
区分					
宇治市地域包括ケア会議	2回	2回	2回	2回	2回
小地域包括ケア会議	15回	20回	24回	19回	22回

地域包括支援センター運営協議会

年度	26	27	28	29	30
区分					
地域包括支援センター運営協議会開催回数	2回	2回	2回	2回	2回

区 分	42 介護予防把握事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	-------------	-----	--------------------

制度の概要

平成 24 年度から平成 26 年度まで 3 年かけて介護認定を持たない 65 歳以上の高齢者を対象に、二次予防事業の対象者を決定するための二次予防事業対象者把握事業（お元気チェックリストの配布及び回収）を行った。平成 27 年度以降は、すでに二次予防対象者である人を除いて二次予防事業対象者把握事業を行い、平成 28 年度は新しく 65 歳になられた方を対象に行った。

平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始した。そのため、閉じこもり、うつ状態等となるおそれのある人を早期把握し、各種介護予防事業及び必要に応じて地域包括支援センターにつなぐことを目的とした介護予防把握事業が開始となった。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

区 分		年 度		
		26	27	28
お元気 チェックリスト	配布対象者数	14,234 人	12,209 人	2,876 人
	二次予防事業 対象者数	3,828 人	2,019 人	415 人

区 分		年 度	
		29	30
介護予防把握事業	訪問実件数	1,457 件	1,590 件
	訪問延べ件数	1,713 件	2,344 件

区分	43 機能訓練	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
<div data-bbox="161 241 453 309" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">           制度の概要         </div> <p data-bbox="161 324 1476 392">機能訓練事業は、医療の機能訓練を終了した方や虚弱な方等に対し、心身の機能の維持、回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立を助けることを目的に実施。</p> <p data-bbox="161 398 1476 611">平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の機能訓練事業として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中で介護予防事業、一次予防事業として実施。二次予防事業では、足しっかり体操教室（平成 17 年度まではセンターリハビリ教室）、パワーリハビリ教室、複合型介護予防教室（平成 24 年度より開始。これに伴いすこやか体操教室は平成 23 年度終了）を実施し、一次予防事業として、B 型リハビリ教室、パワーリハビリ事業、地域密着型転倒予防教室（平成 18 年度のみ）を実施。</p> <p data-bbox="161 618 1476 757">平成 29 年度に健康増進法の一部改正により、40 歳から 64 歳までの機能訓練事業は廃止。また平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="161 831 453 898" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">           根拠法令等         </div> <ul data-bbox="188 927 935 1032" style="list-style-type: none"> <li>◇ 健康増進法（平成 14 年 8 月法律第 103 号）</li> <li>◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）</li> </ul>			

制度の現況

区 分			年 度			
			26	27	28	
40 ～ 64 歳	健 増	パ ワ ー	実人数	8人	2人	1人
			延人数	130人	28人	17人
			延回数	103回	28回	17回
65 歳 以 上	二 次 予 防	足 し っ か り	実人数	196人	185人	179人
			延人数	3,481人	3,081人	3,131人
			延回数	198回	176回	176回
		パ ワ ー	実人数	164人	153人	147人
			延人数	3,150人	2,911人	3,110人
			延回数	271回	264回	263回
		複 合 型	実人数	339人	429人	570人
			延人数	5,973人	7,562人	9,980人
			延回数	440回	528回	572回
	一 次 予 防	B 型	実人数	233人	220人	179人
			延人数	7,291人	6,421人	6,448人
			延回数	848回	831回	833回
		パ ワ ー	実人数	376人	375人	356人
			延人数	9,695人	9,706人	10,839人
			延回数	277回	280回	278回

一般介護予防事業

区 分		年 度	
		29	30
スロートレーニング教室	実人数	175人	160人
	延人数	2,853人	2,898人
	延回数	176回	176回
パワリハトレーニング教室	実人数	228人	209人
	延人数	3,236人	3,822人
	延回数	263回	264回
まるごとトレーニング教室	実人数	534人	528人
	延人数	9,741人	9,167人
	延回数	616回	616回
B型リハビリ教室	実人数	213人	210人
	延人数	6,334人	6,271人
	延回数	837回	817回
セルフパワリハ	実人数	296人	397人
	延人数	10,404人	11,854人
	延回数	278回	278回

区 分	44 訪問指導	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	---------	-----	--------------------

制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の訪問指導として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中の介護予防事業二次予防事業として実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、訪問型短期集中予防サービスとして、社会参加を高めるために必要な相談・指導を実施している。

根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
40 歳～64 歳	実人数	11 人	8 人	8 人	4 人	7 人
	延回数	31 回	25 回	39 回	23 回	21 回
65 歳以上	実人数	27 人	31 人	23 人	28 人	15 人
	延回数	124 回	130 回	127 回	134 回	51 回

区 分	45 認知症予防教室	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	------------	-----	--------------------

制度の概要

認知症予防教室は、認知機能低下を予防することを目的に実施。平成 18 年度の介護保険法の改正により、介護予防事業、一次予防事業として実施。

また、平成 25 年度より認知症予防のためにファイブ・コグ等を使った教室を実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

区分		年度				
		26	27	28	29	30
認知症予防 教室	実人数	119人	128人	123人	120人	118人
	延人数	2,112人	2,112人	2,112人	2,112人	2,112人
	回数	132回	132回	132回	132回	132回
脳活性化 教室	延人数	2,490人	4,393人	5,068人	5,773人	5,868人
	回数	84回	144回	143回	143回	142回

区分

46 家族介護者教室

所管係

地域包括ケア・  
介護予防推進係

制度の概要

家族介護者教室は、介護している家族に介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりに関する意識を高め、心身ともに良好な状態で介護が継続できるように支援することを目的に教室を開催している。平成30年度より、事業を見直して拡充して開催している。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成18年法律第0609001号）

制度の現況

区分		年度				
		26	27	28	29	30
延人数		45人	31人	26人	41人	81人
会場数		4	4	4	4	18

区 分	47 認知症地域支援事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	--------------	-----	--------------------

制度の概要

認知症についての市民の理解を深め、認知症になっても安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する体制を構築する。平成20年度から実施。(平成20年度・平成21年度は京都府の委託を受けたモデル事業)平成29年度より、介護保険法の改正により、地域支援事業任意事業として実施している。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成18年法律第0609001号）

制度の現況

事業名	年 度	26	27	28	29	30
サポーター養成講座	回数	29回	70回	89回	70回	67回
	延べ人数	928人	1,708人	3,835人	2,240人	1,781人
キャラバン・メイト養成講座	回数	1回	—	1回	—	1回
	延べ人数	32人	—	32人	—	29
キャラバン・メイトフォローアップ研修	回数	1回	2回	2回	2回	2回
	延べ人数	27人	30人	51人	33人	50人
家族支援プログラム	回数	6回	6回	6回	6回	6回
	実人数	21人	13人	10人	11人	12人
	延べ人数	87人	44人	53人	51人	54人
家族支援プログラムOB会	回数	12回	12回	12回	12回	12回
	延べ人数	94人	88人	88人	82人	114人
認知症対応力向上研修	回数	4回	4回	4回	4回	4回
	延べ人数	65人	78人	65人	87人	83人
地域資源マップ作成		—	更新	—	更新	—

区 分	48 介護予防普及啓発事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	---------------	-----	--------------------

制 度 の 概 要

平成 22 年度より、65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防事業、一次予防事業として介護予防の重点項目の普及を目的とする教室を開催。

平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

平成 30 年度より、ケアラズ・カフェは、事業見直しを行い家族介護者教室と統合して開催している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
ためしてナッ得！ 健康のすすめ	回 数	12 回	6 回	6 回	6 回	6 回
	延人数	155 人	101 人	108 人	123 人	85 人
ケアラズ・ カフェ	回 数		12 回	12 回	12 回	
	延人数		160 人	100 人	75 人	

区 分	49 初期認知症総合相談支援事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	------------------	-----	--------------------

制 度 の 概 要

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症の初期の人やその家族に対しての認知症施策を構築し、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携強化等の支援体制の構築を図っている。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
お元気チェックリスト該当者訪問	延人数	644 人	625 人	703 人	566 人	495 人
認知症対応型カフェ	延人数	1,099 人	876 人	780 人	879 人	725 人
認知症初期集中支援チーム	事例数	65 事例	54 事例	60 事例	57 事例	36 事例
認知症を正しく理解するための連続講座	延人数	736	449 人	394 人	188 人	193 人
認知症講演会	実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	延人数	381 人	162 人	150 人	80 人	100 人

区 分	50 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	------------------------	-----	--------------------

### 制 度 の 概 要

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関わる全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークを構築する。

宇治市が掲げる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現にあたり、認知症当事者の視点に立った地域での日常生活レベルでの支援体制を構築することを目的として、平成 27 年に宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”（Lemon-Aid）（以下「れもねいど」という）を設立。

事務局を設置し事業の企画・運営を行うとともに、「れもねいど推進協議会」や「認知症フォーラム」を開催、市内を活動拠点とする事業者に広くれもねいどの趣旨に賛同を求め、れもねいどへの加盟登録を促進する。また、認知症を正しく理解する連続講座を開催し、受講修了者はれもねいだー（ボランティア）として活動している。

また、認知症等により行方不明となるおそれのある方に対し、事前登録いただくことで行方不明になられた場合に速やかに発見協力の依頼を行っている。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 京都府新・地域包括ケア総合交付金交付要綱

### 制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	27	28	29	30
れもねいど加盟登録数	16 団体	18 団体	12 団体	14 団体
SOS ネットワーク事前登録者数		65 人	39 人	47 人
れもねいだー	10 人	35 人	22 人	17 人
認知症フォーラム in 宇治	1 回	1 回	1 回	1 回
	406 人	250 人	250 人	250 人

区 分	51 在宅医療・介護連携推進事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
-----	------------------	-----	----------------

制 度 の 概 要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療、介護の関係機関の連携体制を構築する。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分		年 度	30
ア	地域の医療・介護の資源の把握		ココカラまるごとブック発刊
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討		医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進		看取り委員会等の実施
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援		協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター）の実施
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援		宇治久世医療介護連携センターの設置
カ	医療・介護関係者の研修		合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施
キ	地域住民への普及啓発		相談会の実施
ク	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携		医療介護連携センター運営協議会の実施